企業年金基金変更公告

トマト銀行企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第９条及び第10条の規定により次のとおり公告します。

１．変更後の事務所所在地　岡山市北区番町二丁目３番４号
２．変更前の事務所所在地　岡山市北区中山下一丁目９番１号
３．変更年月日　平成21年７月17日

平成 21 年８月３日

トマト銀行企業年金基金
理事長　中川　隆進

企業年金基金変更公告

ジーイー横河メディカルシステム企業年金基金の名称の変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

１．新名称　GEヘルスケア・ジャパン企業年金基金
２．旧名称　ジーイー横河メディカルシステム企業年金基金
３．変更年月日　平成21年８月１日

平成 21 年８月３日

東京都日野市旭が丘４―７―127号
GEヘルスケア・ジャパン企業年金基金
理事長　辻　　敏文

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 21 年８月３日　　和歌山県教育委員会

１　失効した免許状
　氏名　小薮　　力、本籍地　和歌山県
　免許状の種類、番号
　①　中学校教諭一種免許状（数学）
　　平19中１第02551号
　②　高等学校教諭一種免許状（数学）
　　平19高１第02744号
　授与権者　大阪府教育委員会
　授与年月日　平成20年３月31日
２　失効年月日　平成21年６月29日
３　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳（自称）柳修、生年月日不詳（自称昭和27年７月28日）、年齢不詳（自称56歳）、職業解体工、身長169センチ、体格痩せ型、髪白髪まじり、血液型Ｂ型

上記の者は、平成21年７月５日足立区皿沼１―５―４ファミリーハウス光星寮３階の屋上踊り場で縊死していたもの。

身元不詳のため遺体を火葬に付し、遺骨を当区で保管。心当りの方は当区福祉部福祉管理課まで。

平成 21 年８月３日

東京都　　足立区長　近藤　弥生

行旅死亡人

１．本籍・住所・氏名不詳、年齢45～65歳位の男性、身長175㎝位、黒色ウィンドブレーカー、黒色ナイロンズボン、スニーカー（プーマ製）、腕時計（カシオ製）１個、ルーペ（西野と記名のあるもの）、財布（黒色、二つ折り）、リュックサック（水色、bitch製）、所持金31円（10円硬貨２枚、５円硬貨２枚、１円硬貨１枚）

上記の者は、平成21年６月20日午前９時41分頃、貝塚市名越1087番地の５先山林内において発見された。死亡は平成21年４月下旬頃（推定）、死因は不詳。

２．本籍・住所・氏名不詳、年齢45～65歳位、身長154㎝位、黒髪長髪の女性、緑色様ウィンドブレーカー、Gパン、スニーカー、腕時計（カシオ製）１個、財布（茶色、二つ折り）、リュックサック（青色、ＷＩＥＤＥＲⅡ製）、所持金28円（10円硬貨２枚、５円硬貨１枚、１円硬貨３枚）

上記の者は、平成21年６月20日午前９時41分頃、貝塚市名越1087番地の５先山林内において発見された。死亡は平成21年４月下旬頃（推定）、死因は自殺。

以上２件の遺体は検視のうえ、貝塚市立斎場にて火葬に付しました。心あたりの方は、当市社会福祉課まで申し出てください。

平成 21 年８月３日

大阪府　　貝塚市長　吉道　　勇

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳（40～60歳代）、男性と思われる人骨（下顎骨を欠く頭骨、左大腿骨と左脛骨）

上記の者は、平成21年４月19日午前８時55分頃神戸市中央区葺合町字西谷１西谷堰堤北にて発見。

遺体は身元不明のため、当区役所で火葬に付し、遺骨を保管しています。

お心当たりのある方は当区役所健康福祉課まで申し出てください。

平成 21 年８月３日

神戸市　　中央区長　藤本　義兼

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢50～60前後の男性、遺留金品は現金1,532円、財布１個、カッターナイフ１個

上記の者は、平成21年２月９日午後３時45分宮古島市城辺字長間689番地１長南公民館の北北西約320メートル地点の雑木林内で発見されました。身元不明のため、火葬に付し遺骨は保管してあります。心当りの方は、当市の生活福祉課まで申し出て下さい。

平成 21 年８月３日

沖縄県　　宮古島市長　下地　敏彦

旅行業者営業保証金の権利実行申立てに係る公告

旅行業法第17条第２項及び旅行業者営業保証金規則第２条第３項の規定により次のように公告します。

平成 21 年８月３日　　大阪府知事　橋下　　徹

１．権利実行の申立てがなされた旅行業者の氏名又は名称、商号及び住所　株式会社ファイブオーシャントラベル　大阪府大阪市浪速区元町１―９―９津和九ビル２Ｆ
２．前号の旅行業者の登録番号　大阪府知事登録旅行業第３―1589号（平成20年２月25日登録抹消）
３．第１号の旅行業者の営業保証金につき旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、この公告掲載の日の翌日から60日以内（平成21年10月２日まで）に、旅行業者営業保証金規則第２条第５項の規定により同規則第３号書式の申出書に、権利を有することを証する書面を添付して大阪府知事に提出してください。
４．前号の申出書の提出がないときは、営業保証金の配当手続きから除斥されます。

旅行業者営業保証金の権利実行のための配当表に係る公告

旅行業法第17条第１項及び旅行業者営業保証金規則第４条第１項の規定により次のように公告します。

平成 21 年８月３日　　東京都知事　石原慎太郎

１　権利実行の申立てがなされた旅行業者の氏名又は名称、商号及び住所　アレス観光株式会社　東京都江戸川区南小岩二丁目６番３号
２　前号の旅行業者の登録番号　東京都知事登録旅行業第３―4295号
３　第１号の旅行業者の営業保証金の権利実行のための配当表
　弁済限度額　3,000,000円
　権利の実行の申出の内容

申出者	申出額	債権認定額	配当額	手数料	払渡し額
米田　明正	138,140円	138,140円	138,140円	66,304円	71,836円
東京都会計管理者					66,304円

＊旅行業者営業保証金規則第11条第２項の規定により、還付の手続に要した費用（上記の手数料の合計）については、東京都会計管理者に支払うこととする。

旅行業者営業保証金の権利実行のための配当表に係る公告

旅行業法第17条第２項、旅行業者営業保証金規則第４条第１項の規定により次のように公告します。

平成 21 年８月３日　　愛知県知事　神田　真秋

１　権利の申出がなされた旅行業者の氏名又は名称、商号及び住所　株式会社ＰＥＡＣＥ　ＪＯＵＲＮＥＹ　名古屋市中区正木二丁目４番３―1301号